

つくば市融資あっせん審査会取決め事項

平成 28 年 6 月改訂

この取決め事項は、つくば市中小企業事業資金融資あっせん規則及びつくば市融資あっせん審査会条例に定めるもののほか、つくば市融資あっせん審査会の審査基準及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 あっせん審査会の審査について

あっせん審査会において、審査調書、信用調査書等から資金使途、必要理由、借入金額等に係る当該融資の妥当性、必要性を判断するとともに、既往借入額、許可等の確認、債務履行状況等から信用保証協会の保証審査を通過する見込みがあるものについてあっせんするものとする。（融資あっせん規則第 11 条関係）

また、必要に応じて、金融機関及び申込人に対し申込内容、現況等に係る聞き取りを行うものとする。

2 融資保証のあっせんの対象

法人の場合、市内に引き続き 1 年以上住所及び事業所を有することの確認は、法人商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）によって行うものとする。なお、登記簿謄本により事実関係の確認が出来ない場合は、取扱い不可とする。

反社会的勢力に該当している場合は、取扱い不可とする。

本事業に関連しての訴訟による係争を受けている場合、また、法令違反による処罰を受けている場合は、取扱い不可とする。

3 法人で本社が他市町村、支社・支店等がつくば市内の場合

支社・支店等については、つくば市内に 1 年以上登記されており、資金がつくば市内の支社・支店等（事業実態のあるもの）に使用されることが明確な設備資金の場合に限定する。

4 利用可能な金融機関について

融資あっせん規則第 2 条の規定に基づく取扱融資機関として市長の承認を受けた市内の金融機関・支店のみを対象とする。

5 借替えについて

審査日前月末の残債が融資額の $1/2$ 以下になれば可とする。ただし、事前完済の場合を除き、 $1/2$ の条件を満たすために内入した場合は不可とする。

6 売上高による事業者の取扱制限について

直前期売上高が 5 億円以上の場合は、取扱い不可とする。

7 運転資金の申込み金額について

直前期売上高の 3 割以内とする。なお、直前期が 12 か月未満の場合は、直近 12 か月の売上高の 3 割以内とする。

8 車輛購入（設備資金）の申込みについて

自動車登録番号標（ナンバープレート）の自動車種別分類番号が 3 又は 5 から始まる乗用自動車の場合は、車輛本体価格（税込）が 300 万円以下のものを対象とする。

（※乗用自動車購入を資金使途とする設備資金での借入は 300 万円を上限とする。ただし、見積金額を超えないものとする。）

9 担保の取扱いについて

振興金融保証のあっせんを受ける場合は担保提供を要するものとする。なお、不動産等購入資金の場合は、融対物件等を担保として提供するものとする。また、自治金融保証のあっせんを受けて不動産等を購入する場合も同様とする。